

平成 25 年 2 月 12 日

各位

会 社 名 アイ・ケイ・ケイ株式会社

代表者名 代表取締役社長 金子 和斗志

(東証第一部 コード番号:2198)

問 合 せ 先 常務取締役管理本部長 登田 朗

T E L 050-3539-1122

株式分割及び株式分割に伴う定款の一部変更並びに配当予想の修正に関するお知らせ

当社は、平成25年2月12日開催の取締役会において、株式分割及び株式分割に伴う定款の一部変更並びに配当予想の修正について、下記のとおり決議しましたので、お知らせいたします。

記

1. 株式分割

(1) 株式分割の目的

株式を分割することにより、当社株式の流動性を高めるとともに、投資家層の更なる拡大を図ることを目的としております。

(2) 株式分割の概要

① 株式分割の方法

平成25年3月31日(日曜日)(当日は休日につき実質的には平成25年3月29日(金曜日))を基準日とし、同日の最終の株主名簿に記載又は記録された株主の所有する普通株式を1株につき2株の割合をもって分割いたします。

② 分割により増加する株式数

株式分割前の発行済株式総数 7,437,000株 今回の分割により増加する株式数 7,437,000株 株式分割後の発行済株式総数 14,874,000株 株式分割後の発行可能株式総数 48,000,000株

なお、株式分割後の発行済株式総数は平成25年2月11日の発行済株式総数を基準 として算出しており、それ以降の新株予約権の行使による発行済株式総数の増加は 考慮しておりません。

(3) 日程

 基準日公告日(予定)
 平成25年3月12日(火曜日)

 基準日
 平成25年3月31日(日曜日)

※ 基準日当日は株主名簿管理人の休業日につき、実質的には平成25年3月29日(金曜日)になります。

効力発生日 平成25年4月1日(月曜日)

2. 株式分割に伴う定款の一部変更

(1)変更の理由

今回の株式分割に伴い、同日開催の取締役会において、会社法第184 条第2項の規定に基づき、平成25年4月1日をもって当社定款第5条を変更し、発行可能株式総数を分割比率に合わせて変更するものといたします。

(2)変更の内容

(下線は変更部分)

現行定款	変更後		
(発行可能株式総数)	(発行可能株式総数)		
第5条 当会社の発行可能株式の総数は、	第5条 当会社の発行可能株式の総数は、		
<u>24,000,000</u> 株とする。	<u>48,000,000</u> 株とする。		

(3) 日程

定款の一部変更の効力発生日 平成25年4月1日 (月曜日)

3. 配当予想の修正について

株式分割後となる平成25年10月期の配当予想につきましては、上記株式分割に伴い、平成24年12月10日に発表いたしました「平成24年10月期決算短信」記載の予想金額20円から2分の1の10円といたします。なお、この配当予想の修正は株式分割によるものであり、前回配当予想に実質的な変更はございません。

	第1四半期末	第2四半期末	第3四半期末	期末	合計		
前回予想	円銭	円銭	円銭	円銭	円銭		
(平成24年12月10日発表)	_	0.00	_	20.00	20.00		
今回修正予想(1株を2分割)		0.00		10.00	10.00		
前期実績 (平成24年10月期)	_	0.00	_	15. 00	15. 00		

くご参考>

(1) 株主優待について

当社は4月30日現在の株主名簿に記載または記録された1単元(100株)以上保有の株主様を対象として株主優待を実施しておりますが、今回の株式分割に伴う贈呈基準の変更は行わず、分割後の所有株式数に応じて、現行の贈呈基準により実施させていただきます。

(2) 資本金の額の変更

今回の株式分割に際しましては、資本金の額の変更はありません。

(3) 新株予約権行使価額の調整

今回の株式分割に伴い、新株予約権の1株当たりの権利行使価額を平成25年4月1日以降、 次のとおり調整いたします。

新株予約権行使額の調整						
調整前行使価額		調整後行使価額				
第1回新株予約権	247	124				
第2回新株予約権	459	230				